

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、担当部署で法人の税務申告関連書類作成等の補助的業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックを受診し、「不安神経症」と診断され、平成〇年〇月〇日、D病院を受診し、「不安神経症、下痢型過敏性腸症候群」と診断された。

請求人によると、平成〇年〇月、パソコンの操作ミスにより顧客先のデータを消失させてしまったことを発端に上司から大声で叱責され、パニック障害となり、その後も上司からのいじめ・嫌がらせ行為による精神的ストレスが続いたため、上記疾病を発症したという。

- 3 本件は、請求人が精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を行ったことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の意見書、Cクリニックの診療録、F医師の意見書及び請求人の申述等を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月〇日までには、ICD-10診断ガイドラインに照らし「F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと述べている。当審査会としても、E医師及びF医師が請求人に下した診断名である「不安神経症」、「下痢型過敏性腸症候群」は、それぞれ本件疾病として包括される症候群の一病型に該当すると考えるところ、請求人の症状とその経過等に照らし、請求人は平成〇年〇月〇日頃に本件疾病を発病したと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。  
ア 請求人は、本件疾病発病の原因となった業務による心理的負荷をもたらす出来事として、上司であるGから恫喝されたことを主張している。

イ 請求人によると、平成〇年〇月に、請求人が担当していた会社のデータを

パソコン操作のミスで消失させたことがあり、その対応時に、Gが近づいてきて突然請求人の座っているいすを蹴り、「お前仕事をなめてるのか」と大声で恫喝したという。この出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）とみるも、決定書理由に説示のとおり、上司とともに顧問先に謝罪を行い、請求人が顧客先でデータを再入力して、契約解除などに帰結することなく終結し、請求人にペナルティが課されることもなかったことが認められることから、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ 一方、この時のGの叱責に関わる言動については、認定基準別表1の具体的出来事「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）に該当するとみて検討すると、その叱責の内容自体は業務指導の範囲内に該当するとみられるものの、その言い方がかなり激しく、かつ、請求人が着席していたいすを蹴る行為については、業務指導の範囲を逸脱しているとみるべきである。もっとも、請求人に対する行為が治療を必要とする暴力ではなく、一件記録を精査しても、このような言動がその後継続したとは確認できないことを考慮すると、当審査会としても、この出来事の心理的負荷の総合評価は、「強」には至らず「中」とであると判断する。

エ 労働時間についてみると、評価期間において、一件記録を精査するも、請求人に恒常的な長時間労働は認められない。

オ 以上を総合すると、本件疾病発病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「弱」の出来事が1つ、「中」の出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) また、請求人は、社長やGからの叱責等により平成〇年〇月頃に本件疾病の症状が悪化したと主張するが、決定書理由に説示のとおり、同時期は本件疾病発病後であり、請求人が症状の悪化の原因と主張する出来事は、認定基準別表1の特別な出来事に該当する出来事であるとは認められないことから、請求人の主張する症状の悪化についても業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。